

令和元年度社会福祉法人指導監査結果概要

社会福祉法人指導監査の実施にあたっては、平成 30 年 4 月に一部改正された「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施した。

令和元年度に社会福祉法人に対して実施した指導監査の結果概要については、以下のとおりである。

【指導監査を実施した法人数】

（括弧書きは平成 30 年度実績）

対象法人内訳	実施	左のうち 文書指摘あり	継続監査が 必要な法人
A. 前年度指導監査未実施法人	— (23)	— (19)	— (5)
B. 前年度指導監査で文書指摘があり、改善状況の 確認が必要と判断した法人	21 (21)	19 (19)	8 (16)
C. 設立されてから 3 年以内の法人	— (—)	— (—)	— (—)
D. 県より移管されてから 3 年以内の法人	— (—)	— (—)	— (—)
計	21 (44)	19 (38)	8 (21)

【文書指摘事項の件数】

（括弧書きは平成 30 年度実績）

指導監査実施法人	文書指摘事項件数	文書指摘事項なしの法人
(A+B) 21 法人 (44 法人)	53 件 (106 件)	2 法人 (6 法人)
(H30 の B 比較) 21 法人	53 件 (81 件)	2 法人 (0 法人)

【上記以外で一般（随時）監査及び特別監査を実施した法人】

法人名	監査種別
阿吽会	一般（随時）
玉川保育園	特別

【ガイドラインに基づき区分した主な文書指摘事項】

I 法人運営について

- ・ 計算書類の附属明細書は、理事会の承認を得ること。（3件）
- ・ 監事監査報告書について、理事の職務の遂行に関する事項が記載されていないため、適正な報告書を作成すること。（2件）
- ・ 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、監事の過半数の同意が得られていないので、今後は適正に同意を得ること。（2件）
- ・ 理事及び監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないため、適切に同意を証する書面を徴すること。（2件）
- ・ その他（13件） （小計 22件）

II 事業について

文書指摘事項なし

III 管理について

- ・ 予算を超過して執行されているので、予算に対する執行状況、決算見込みを的確に把握し、補正・流用等により適切に執行すること。（5件）
- ・ 計算書類と計算書類の附属明細書又は計算書類の注記が不整合であるため、今後は適切に作成すること。（5件）
- ・ 寄附金について、寄附申出書、領収書、寄附金台帳を適切に整備すること。（4件）
- ・ 資金収支計算書と貸借対照表が不整合であるため、令和元年度の計算書類において修正処理を行うこと。（2件）
- ・ 本部への資金の繰入は、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」通知に規定する範囲内とすること。（2件）
- ・ その他（13件） （小計 31件）